

田村市保育所等給食調理業務委託仕様書

1 委託名

田村市保育所等給食調理業務委託（委託第8－504号）

2 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（3年契約）

3 委託金額

各年毎の金額を積算の上、合計額を示すこと。

なお、委託料の支払いは、四半期ごととする。

4 委託の場所及び令和6年度概要

施設名	住所	入所数 (R6. 11)	年齢別入所数(R6. 11)	職員
大越こども園	田村市大越町 上大越字水神 宮167-1	67名	0歳児 5名、1歳児10名、2歳児11名 3歳児14名、4歳児12名、5歳児15名	15名
都路こども園	田村市都路町 古道字遠下前 80	23名	0歳児 1名、1歳児 5名、2歳児 4名 3歳児2名、4歳児3名、5歳児8名	10名
常葉保育所	田村市常葉町 常葉字舘1-9	37名	0歳児 3名、1歳児6名、2歳児11名 3歳児 17名 ※令和7年度より3歳児が常葉幼稚園 に異動します。	15名
滝根保育所	田村市滝根町 神俣字関場145	29名	0歳児 6名、1歳児3名、2歳児8名 3歳児12名 ※令和8年度より3歳児が滝根幼稚園 に異動します。	11名

5 児童数推移概算（見込み）

施設名	令和7年4月1日児童数	令和8年4月1日児童数	令和9年4月1日児童数
大越こども園	74人	70人	63人
都路こども園	22人	20人	17人
常葉保育所	22人	25人	23人
滝根保育所	29人	19人	17人

6 給食時間

施設名	対象	時間
常葉保育所 滝根保育所 大越こども園 都路こども園	乳児（0～2歳児）	昼食 10時45分～11時45分 おやつ 9時30分（飲み物）、14時45分
滝根保育所 （R7.4.1～R8.3.31）	幼児（3歳児）	昼食 11時15分～12時30分 おやつ 14時45分
大越こども園 都路こども園	幼児（3～5歳児）	昼食 11時15分～12時30分 おやつ 14時45分

7 稼働日数

給食は毎日実施する。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間は給食を実施しない。その他、大越こども園及び都路こども園の幼児部の3・4・5歳児は、次に掲げる日は、給食を実施しない。

土曜日、春休み（4月1日から4月9日まで）、夏休み（7月21日から8月24日まで）、冬休み（12月24日から1月7日まで）、年度末休み（3月18日から3月31日まで）

8 業務内容

入所している乳幼児に対する給食調理業務及びこれに付随する業務

- (1) 栄養管理（献立表の作成、給食関係帳票の整理、報告書の作成など）
- (2) 調理作業及び管理（調理、配膳、下膳、食器洗浄、消毒、管理点検記録など）
- (3) 材料管理（食材の発注、検収、管理、受払い事務など）
- (4) 施設、備品管理（給食施設、設備の管理、調理器具、食器の保守点検など）
- (5) 業務管理（勤務表、業務分担、社員配置表作成など）
- (6) 衛生管理（給食施設、設備、器具の衛生管理など）
- (7) 労働安全衛生（定期健康診断、検便などの実施）
- (8) 研修（調理従事者に対する教育、研修など）

9 人員配置

- (1) 調理員の地元採用を原則とする。
- (2) 調理師は、施設ごとに1名以上配置し、実務経験3年以上のものとする。なお、実務経験3年未満のものを配置する場合は、月に2、3回、実務経験3年以上のものを巡回指導に充てること。
- (3) 調理員（未資格者）を配置する場合は、実務経験1年以上の者を必要人員配置する。
- (4) 配置人員は、4施設の中で1名以上総括栄養士を配置し、栄養管理を実施しなければならない。
- (5) すべての人員配置において、欠員が出た場合等の緊急時の対応ができる体制を確保すること。

10 給食調理

- (1) 給食調理業務は、施設内の調理室を使用して、児童の発育・発達状況、摂取状況、アレルギー（別紙「食物アレルギー幼児への給食の対応について」参照。）等を考慮して提供すること。
- (2) 給食調理業務は現場で行い、他の施設で調理し、搬入することは認めない。
- (3) 献立表について、市と総括栄養士が随時、協議を行える体制とするため、4施設の中のいずれかで作成すること。
- (4) 食材は、受託業者が献立に従って、適宜発注し、保管、使用する。食材費用については、市が納品業者に直接支払う。
- (5) 給食食材の調達にあたっては、可能な限り地元調達とするが、献立上必要な食材を取り扱う業者が地元にないなど、やむを得ない場合はその限りではない。
- (6) 給食の食材については、「安心・安全」を考慮し調達すること。
- (7) 給食のほか手作りおやつを実施する。手作りおやつは、0歳児から5歳児までの乳幼児に午後1回実施する。その他、0歳児から2歳児までの乳幼児については、午前中に市販の飲み物のおやつを実施する。

11 衛生管理

- (1) 給食の運営が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めること。
- (2) 受託者は、労働基準法及び衛生関係諸法規を遵守し、所轄保健所の諸検査を受けること。また、業務の遂行にあたり、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施し、原則「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年衛食85号施行：平成29年改正）を遵守すること。
- (3) 市が実施する給食の放射性物質測定検査に協力すること。

12 管理体制

契約期間満了により、更新する際の準備については、前任者・後任者双方協議のうえ施設を使用することとし、その際の準備費用は全て受託者とする。

13 緊急時の対応

- (1) 給食の提供ができない等の不測の事態が生じた場合には、調理業務の確保について協力すること。
- (2) 災害が発生した場合には、施設に関する作業等に可能な限り協力すること。

14 諸届

- (1) 受託事業者は、食品衛生法第52条による営業許可を取得し、業務開始2週間前までに、営業許可書の写しを市に提出する。
- (2) 受託事業者は、4施設の中に1箇所の拠点を設け、その拠点で食品衛生責任者を決定する。また、業務開始2週間前までに、食品衛生責任者として届け出をし、その写しを市に提出する。

15 その他

- (1) 市が各種調査資料等を求めたときは、協力すること。
- (2) 保健所や市の指定する者の立入検査があった場合は、当該検査の立会等に協力すること。
- (3) 受託事業者が業務の実施にあたり、市あるいは第三者に対し損害を与えたときは、その旨を市に直ちに報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。この場合において、市が第三者の損害を賠償したときは、事業者は遅滞なく市の求償に応じなければならない。ただし、その損害の発生が市の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- (4) 契約後に消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税額に変動が生じた場合は、委託者は、契約を変動することなく契約額に相当額を加減して支払う。
- (5) その他詳細については委託者と協議する。